

政統発 0218 第 1 号  
令和 3 年 2 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策担当)  
(公 印 省 略)

2021 (令和 3) 年国民生活基礎調査の実施について (通知)

統計法 (平成 19 年法律第 53 号) に基づく基幹統計である国民生活基礎統計を作成するための国民生活基礎調査の実施につきましては、かねてから御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2021 (令和 3) 年の国民生活基礎調査 (以下「令和 3 年調査」という。) の実施に当たり、「国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令」 (令和 3 年 2 月 18 日厚生労働省令第 36 号) 及び「令和 3 年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件」 (令和 3 年 2 月 18 日厚生労働省告示第 48 号) が、別添 1・2 のとおり公布、施行されました。

令和 3 年調査の実施については、新型コロナウイルス感染症に係る対策 (コールセンターにおける照会対応、非接触型の調査方法の導入、郵送回収の実施、調査票の提出期限の延長等) を講じた上で下記のとおり実施しますので、よろしくお取り計らい願います。

本調査の実施に当たり、指定都市市長、中核市市長、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (令和 2 年政令第 307 号) により中核市に指定される市の市長、保健所を設置する市区 (指定都市及び中核市を除く。) の市区長及び福祉事務所を設置する市区町村 (指定都市及び中核市を除く。) の市区町村長に対する連絡につきましては、貴職からよろしくお取り計らい願います。

あわせて、本調査の広報につきまして、貴都道府県の広報誌等の活用のほか、都道府県内の市区町村等の広報誌等の活用についても何分の御配慮をお願いします。

## 記

### 1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

### 2 調査の対象

全国の世帯及び世帯員を対象とする。

### 3 調査の期日

- (1) 世帯票は、令和3年6月3日（木）を調査日とする。
- (2) 所得票は、令和3年7月8日（木）を調査日とする。

### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- (1) 世帯票（別紙1）
- (2) 所得票（別紙2）

### 5 厚生労働統計親標本設定

厚生労働統計親標本設定（以下「準備調査」という。）は、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区を対象に、令和3年4月16日（金）以降に調査員が次の名簿等を作成することにより行う。

- (1) 地区要図（別紙3）は、調査地区の境界を確認の上、現状に合わせて作成する。
- (2) 地区別世帯名簿（別紙4）は、地区ごとに作成する。
- (3) 単位区は、調査地区をその世帯数に応じて地理的に分割して設定し、単位区設定票（別紙5）を作成する。

なお、単位区設定状況報告書（別紙6）は保健所が作成する。

- (4) 単位区別世帯名簿（別紙7）は、単位区ごとに作成する。

### 6 調査の客体

- (1) 世帯票は、準備調査の対象とした1,106地区内のすべての世帯及び世帯員を調査の客体とする。
- (2) 所得票は、(1)の1,106地区に設定された単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査の客体とする。
- (3) 世帯票における調査地区及び所得票における調査単位区は、別途通知する。

## 7 調査の機関

- (1) 準備調査及び世帯票に係る調査について、都道府県知事、保健所を設置する市区の市区長及び保健所長は、その管轄区域内の調査に関する事務を行う。
- (2) 所得票に係る調査について、都道府県知事、福祉事務所を設置する市区町村の市区町村長及び福祉事務所の長は、その管轄区域内の調査に関する事務を行う。

## 8 調査票の作成

調査員は、被調査世帯に世帯票及び所得票を配布する。後日、調査員は、被調査者が記入した調査票を回収<sup>※</sup>する。

※ 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。郵送回収の提出先は厚生労働省とする。

令和3年調査においては、新型コロナウイルス感染症の状況における特例として、訪問回数を目安は3回とする。

また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合（新型コロナウイルス感染症の感染防止のため調査員との接触を減らす等）についても郵送にて調査票を回収することを可とする。

## 9 調査票等の提出期限

厚生労働省への提出期限は、次のとおりとする。

(2) 及び(3)は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、期限を例年よりも延長するものである。

- (1) 単位区設定状況報告書

令和3年5月12日（水）

- (2) 世帯票、地区要図及び単位区別世帯名簿

令和3年8月16日（月）

- (3) 所得票、地区要図及び単位区別世帯名簿

令和3年10月15日（金）

## 10 調査の経費

国民生活基礎調査に要する経費は、国民生活基礎調査等委託費として別途交付する。

## 11 その他

地区要図（単位区要図）及び単位区別世帯名簿は、保健統計主管部（局）において保管することとし、国民生活基礎調査地区を親標本として実施が予定されている次の標本調査に用いることとする。

調査名	調査時期	所管
出生動向基本調査	6月	国立社会保障・人口問題研究所
所得再分配調査	7月	政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

注：「所得再分配調査」は、所得票同日の7月8日（木）に実施予定。